（公印省略）

食生衛第８１０－１号

令和５年５月２日

　各生活衛生同業組合理事長　様

　（一社）群馬県食品衛生協会会長　様

　（公財）群馬県生活衛生営業指導センター理事長　様

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課長　浅見　成志

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止について

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和５年５月１日（月）に開催しました、第１０６回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止を決定しました。

　貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－概要－

　（１）政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和５年５月８日に廃止される旨の閣議決定があったため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２５条の規定に基づき、同日に群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。

（２）新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）の適用除外となり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和５年５月８日に廃止される旨が決定された。

このため、群馬県の以下のガイドラインを同日付けで廃止する。

（廃止対象）

・社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）

・新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン

担当：生活衛生係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp